

屋外でのごみの焼却は、法律で**禁止**されています！



屋外でごみを焼却する行為は、一部の例外を除き法律で禁止されています。違反すると、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金、またはその両方**が科せられます。屋外でごみを焼却すると、大量の煙や悪臭が発生し、近隣の生活環境に支障を来します。近くにお住まいの方の迷惑となりますので、絶対に行わないようにしましょう。

⚠ 近隣にお住まいの方に迷惑を掛けるような焼却行為はやめましょう

下記の「屋外でのごみの焼却行為禁止の例外」に該当する場合でも、生活環境に支障が生ずるなどの苦情がある際は、指導等の対象となります。やむを得ず屋外でごみを焼却する際は、火災に注意するほか、近隣住民に迷惑を掛けないようお願いします。

屋外でのごみの焼却行為禁止の例外

▽国または地方公共団体が施設管理のために行う廃棄物の焼却

例：河川敷や道路そばの草焼きなど

▽震災・風水害・火災などの災害予防や応急対策、復旧のために行う焼却

例：災害時の応急対策、火災予防訓練など

▽風俗慣習上・宗教上の行事のために行う焼却

例：しめ縄や門松をたく等の地域行事など

▽農業・林業・漁業を営むためにやむを得ない焼却

例：焼き畑や麦わらの焼却など

▽たき火や日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却

例：キャンプファイアーや落ち葉たきなど

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)

■焼却中は絶対に火元から離れないで！

村内で、屋外でごみを焼却中に庭の木に火が燃え移り、消防車などが出動する事例が発生しています。焼却中は火災の恐れがあるため、絶対に火元から離れないでください。

■「もみ焼き」はマナーを守って！

稲刈りが終わる時期になると、村内のあちこちで「もみ焼き」が見られます。もみ焼きの際は、「住宅地では燃やさない」「周囲の住民に迷惑を掛けない」などの配慮をお願いします。



ご家庭に消火器を備えましょう！

一般住宅には消火器を設置する義務はありません。しかし、万が一、ご家庭から火災が発生してしまった場合、大切な命や財産を守るためには適切な初期消火が重要です。もしものときに備え、ご家庭に消火器を備えましょう。

消火器には、業務用と住宅用があります。一般住宅に設置する消火器は、住宅用に限らず、業務用の消火器を設置することも可能です。

住宅用消火器とは…

一般住宅で使いやすいように開発された消火器で、以下のような特徴があります。

▽適応火災が分かりやすく絵で表示されている



▲総務省消防庁HPより引用

▽ホースがないものもあり、軽量。女性やお年寄りでも使いやすく、火元を狙いやすい

▽消火薬剤の詰め替えや消火器内部の点検が不要

▽使用期限があり、定期的な交換が必要 ※使用期限内であっても、傷や亀裂、腐食等情况の場合は交換が必要です。

消火器の使用方法は…

- (1) レバーの下側を持って消火器を運ぶ
- (2) 安全栓を抜く
- (3) ノズルを持ち、炎ではなく火元に向ける
- (4) レバーを握って消火剤を放射する ※放射は十数秒で終わるため、よく狙いを定めましょう。

【問い合わせ】ひたちなか・東海広域事務組合消防本部予防課(☎271-0735)